

## 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の用途について、下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,586,182 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 14,760,839 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	6,271,423	1,571,709	0	2,962,632	186,665	1,550,417
社会福祉	高齢者福祉事業	130,548	7,930	0	12,216	11,864	98,538
社会福祉	児童福祉事業	7,961,297	1,103,123	0	3,684,903	340,996	2,832,276
社会福祉	母子福祉事業	123,454	42,500	0	16,953	6,877	57,124
社会福祉	生活保護扶助事業	5,894,523	48,560	0	2,178,631	394,087	3,273,245
社会福祉	その他	468,213	41,311	0	31,940	42,442	352,520
社会保険	介護保険事業	2,172,543	66,695	0	177,486	207,219	1,721,143
社会保険	国民健康保険事業	1,300,296	501,382	0	148,618	69,880	580,416
社会保険	後期高齢者医療事業	2,188,704	371,117	0	0	195,316	1,622,271
社会保険	その他	192,350	4,985	0	8,054	19,269	160,043
保健衛生	親子すこやか事業	204,985	4,064	0	81,925	12,787	106,208
保健衛生	健康増進事業	54,808	14,733	0	2,001	4,091	33,983
保健衛生	がん検診事業	121,123	0	0	2,195	12,780	106,148
保健衛生	予防対策事業	420,096	1,081	0	0	45,027	373,988
保健衛生	診療所運営事業	81,449	0	0	45,889	3,821	31,739
保健衛生	その他	308,507	0	0	848	33,061	274,598
合計		27,894,319	3,779,190	0	9,354,291	1,586,182	13,174,657

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費